

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町の人口構造は、2015 年国勢調査によると生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 6,879 人と全体の 53%を占めている。年少人口（0 歳～14 歳）は、1,211 人で全体の 9%となっている。今後は人口減少が続く見込みであり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると 2040 年は生産年齢人口が 3,286 人、年少人口が 542 人と、ともに 2015 年の半数以下になる見込みとなっている。

次に当町における産業構造は、平成 25 年の生産額（総額）の構成割合で、第 1 次産業が 20.8%、第 2 次産業が 27.5%、第 3 次産業が 51.6%となっている。

また、平成 25 年の付加価値額（総額）の構成割合は、第 1 次産業が 11.2%、第 2 次産業が 21.5%、第 3 次産業が 67.3%となっており、第 1 次産業以外は岩手県全体と比較して低くなっている。

さらに、平成 28 年の労働生産性（企業単位）については、岩手県平均の 3,659 千円／人よりも低く、2,714 千円／人となっており、岩手県 33 市町村中、30 位と、県内市町村においても労働生産性が低くなっている。

その上、当町が属する岩手県二戸地域における有効求人倍率は、全国平均から見た場合は低いものの、平成 28 年 9 月期から 1 倍を超え、それ以後一度も 1 倍を下回っていない。そのため町内の企業からは、求人しても応募すらないとの声が多く寄せられ、人手不足が顕著である。

当町においては、従業員が比較的少ない中小企業が多く、現時点で人手不足により、一部受注を見合わせている企業もあるほか、このまま人手不足が続く場合、企業における技術の継承や人材育成ができず、廃業する危機さえある。

(2) 目標

平成 30 年 7 月 19 日付けで同意を得ている導入促進基本計画を変更し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、町内中小企業が生産性を向上させることにより、当町の企業が有している技術を後世へと伝承させ、次世代を担う人材を育成していくことにより、継続的な企業経営を行っていくことを目指す。

これを実現するための目標として計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済と雇用を支え、これらの各産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。

このため、多様な業種の設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当該計画のエリアは、当町の場合、多くの面積を山林が占める中山間地域であり、かつ河岸段丘上に道路や町場が発展した関係から、昔から広大な工業用地を確保することが容易ではなく、町の全域に工場が分散する形で形成されている。そのため本計画において定める区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は、農林水産業、製造業、建設業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済を支えている。そのため、これら全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な業種の設備投資を支援する観点から本計画において対象とする業種は全ての業種を対象とする。

また、生産性向上に向けた中小企業者の事業は、先端設備等の導入による業務の効率化や自動化の推進、新商品の開発など業種によって多様な事業が想定される。

したがって、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。(ただし、生産性向上特別措置法の廃止日までとする)

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

当該先端設備等導入計画の認定にあたっては、下記の事項に該当した場合は認定しないものとする。

- ①人員削減を目的とした取り組み。
- ②公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるもの。
- ③町税等を滞納しているもの。